

大共募第74号
令和8年6月17日

各 位

社会福祉法人大阪府共同募金会
常務理事 深津友剛

大阪府共同募金会における内部牽制体制について

平素より共同募金運動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和8年6月13日に報じられた社会福祉法人北海道共同募金会に関する報道につきまして、共同募金運動にご協力いただいている寄付者や関係者をはじめとする皆さまにご心配をおかけすることとなり、誠に遺憾であります。

報道内容は、事実であれば、共同募金運動の信頼を大きく揺るがすものであり、断固として許されるものではありません。「赤い羽根共同募金」の果たすべき使命は、「地域の福祉を支え、誰もが安心して暮らせる社会をつくること」であり、共同募金会は、皆さまからの信頼をもとに、地域の福祉活動を支えていく重要な責任を担っております。

大阪府共同募金会では社会福祉法人会計基準に基づき、下記のとおり内部牽制体制を構築し、行政の指導監査及び外部の公認会計士による監査も受けながら、不適正事務を発生させない仕組みを徹底しております。

今後とも、内部牽制体制を堅持するとともに、皆さまからの信頼に応え得る組織として、確実にその役割を果たしてまいります。

記

- (1) 預金通帳の管理者と、金融機関届出印の管理者を分離し、別々に保管・管理。
- (2) インターネットバンキングを利用する場合は、振込依頼書作成者と振込承認決定権者を分離し、ID・パスワードも共有しない。
- (3) 窓口等で受領する現金は、必ず複数名で確認し、受領書または領収書を発行するとともに金銭収受の事実を記録したのち、金融機関へ入金。
- (4) 支払は、請求書等証憑書類に基づき支出伝票を起票し、会計責任者の承認を経て行う。支払は金融機関からの振込を原則とする。小口現金は経理規程に定めた範囲内とし、都度、出納職員が現金と帳簿の実査確認をする。
- (5) 毎月末に月次諸表を作成し、金融機関の残高証明書と預金残高を照合。

以上